

講義録レポート

講義録コード

06-12-8-601-01

講 座	社会保険労務士	科目①	
目標年	2012年合格目標	科目②	
コース	第44回社会保険労務士 本試験解答解説会	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途			

収録日	2012 年 9 月 1 日		
講師名	高橋 比沙子 先生 高橋 眞幸 先生 宮島 哲浩 先生	板書枚数	1 枚 ※レポート含まず
		補助レジメ枚数	64 枚
		その他 ()	枚

授業構成	90分		
実施テスト	有 ・ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第 回	
	<答練・演習>	() 第 回	
使用教材	●テキスト [] P. ~ P.		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ (解答解説会 配付資料) 64 枚	講義録添付 (有・無)	
	●その他 () 枚	講義録添付 (有・無)	
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

社 労 士 講義録			科 目	社会保険労務士 本試験解説会	コ ー ス	回 数	/
-----------	--	--	-----	-------------------	-------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講師	高橋(比) 高橋(真) 高宮 先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ページ	黒板 内容								
	<table><tr><td>老・厚 $\times \frac{1}{2}$</td><td>遺・厚 $\times \frac{2}{3}$</td></tr><tr><td>老 基</td><td>障・厚</td></tr></table> <table><tr><td>新法 遺・厚 報比</td><td>旧法 老 齡 年 金 報 定</td></tr></table> <table><tr><td>遺・厚</td></tr><tr><td>老 $\times \frac{1}{2}$</td></tr></table>	老・厚 $\times \frac{1}{2}$	遺・厚 $\times \frac{2}{3}$	老 基	障・厚	新法 遺・厚 報比	旧法 老 齡 年 金 報 定	遺・厚	老 $\times \frac{1}{2}$
老・厚 $\times \frac{1}{2}$	遺・厚 $\times \frac{2}{3}$								
老 基	障・厚								
新法 遺・厚 報比	旧法 老 齡 年 金 報 定								
遺・厚									
老 $\times \frac{1}{2}$									

第44回（平成24年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会



平成24年9月1日～2日 解答解説会資料

062-8900-1054-12

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第44回 本 試 験 分 析

◎特徴

1. 択一式… 基本事項からの出題が多く、全体的な難易度は昨年と同水準であったが、労基法で判例からの出題が減ったこともあり、相対的には昨年よりも正答肢を導き出しやすい問が多い印象である。その一方で、労一で判例からの出題がある等一部難易度の高い科目も見受けられた。また、労基、徴収、雇用、健保、厚年、国年で組み合わせ式の出題があり戸惑った受験生も多かったと思われる。
2. 選択式… 例年に比べると基本事項からの出題が多く、得点しやすい科目が多かった印象である。労基法で一部細かい通達からの出題があったが、安衛法の出題が基本事項であり、3点以上は確保できる。一方で、社一や厚年は細かい内容を問う問題であり、多くの受験生が苦戦したと思われる。

◎合格ラインの予想

1. 択一式… 総得点 48点以上 各科目 4点以上
2. 選択式… 総得点 28点以上 各科目 3点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月14日(金)よりホームページ上に掲載いたします (<http://www.tac-school.co.jp>)

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	6 + 2	5 + 2	2 + 4	8	8	7	51

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	4	4	4	5	3	4	3	5	32

◎択一式問題 科目別コメント

労基・安衛… 労基法については、7問とも正解肢は基本事項に関するもの。今年の特徴は、判例からの出題が減ったこと、組合せ問題という形式がみられたことである。安衛法は問8は消去法で解答を導き出したい。問9、問10はやや細かいところであった。

労災・徴収… 問5については特別加入者の細かい要件を問う難問であったが、その他は基本レベルであった。問7は今年の改正点からの細かい出題ではあるが、正解肢は平易である。問8と問10は、基本的問題であり、必ず得点したい。問9は、組み合わせの問題で、ア・イ・オは改正点からの問題である。

雇用・徴収… 技能習得手当や日雇労働求職者給付金の特例給付等について細部からの出題がみら

- れ、近年の雇用法の中では比較的難易度が高めとなったが、5点以上の得点は確保したい。問8は応用レベルの問題であるため、問9、問10で確実に得点したい。
- 常識** … 労一は、例年通り、労働経済白書や労働統計から多く出題されており、多くの受験生は対策が困難であったと思われる。また、問2は5肢全部が労働組合法に関する最高裁判例であり、これらの判例の対策をとっていた受験生はほとんどいないであろう。社一は、全体的にやや応用力を駆使することが求められる出題もあった。制度の趣旨を踏まえた判断や消去法から正解肢を導きたい。
- 健保** … 全体的に基本的な問題が多く、高得点が可能である。なお、問4については、健保では珍しい出題形式であり、保険者の届出等に関する正確な知識がないと正解を導き出すのが困難であると思われる。
- 厚年** … 今回の出題においては、問5の離婚分割・3号分割のように複数回答の組み合わせを問うような新たな傾向がみられた。設問文を全て読ませてから解答することを要求するものである。全般的に出題者はシンプルな論点を問うているので、設問文を深読みしてしまうと意外に解答に苦慮することになったであろう。テキスト及び過去問をしっかりと学習していれば、全体でも7～8点は取れるであろう。
- 国年** … 基本的な内容の出題をメインとしながらも、主語・述語・目的語のすり替え問題、細かい内容の問題が散見された。設問ごとの正解肢を導き出すことは必ずしも困難ではないと推察されるが、上記の理由から最後の2肢で迷い正解を選べなかったケースも考えられる。

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛** … 労働基準法については、Aは基本事項であり、確実に得点したい。B・Cは思いのほか難問。基本的な理解と国語力に対応できるか。労働安全衛生法については、目的条文からの出題であり、D・Eともにきちんと得点したい。
- 労災** … 昨年よりは解きやすい。Eの「強迫」は多少難しいかもしれないが、前後の文脈や他の選択肢との兼ね合いから、正解は可能であると思われる。
- 雇用** … 空欄A～Cは改正点であり、確実に得点したいところである。空欄D・Eも国庫負担についての基本事項からの出題であり、満点も狙える。総合得点で合格ラインを確保するためにも、確実に得点をしておきたい。
- 労一** … 久しぶりに基本条文からの出題であり、満点をねらえる問題である。昨年までのような難問を想定して対策をとっていた受験生にとっては拍子抜けであったと思われる。
- 社一** … 基本事項に加え、社労士の実務に関連する事項からの出題であり、難易度の高いものだった。Cは難問だが基本事項のDを確実におさえたい。AとBについては、前後の文脈の中で判断し、正解を導き出して欲しい。Eは基本テキストに記載はあるが、やや細かい出題であり、正解を選べた受験生は少なかったかもしれない。
- 健保** … すべてテキストに記載のある内容から出題され、5点満点も可能な問題である。ただ、Cに関しては、本則からの出題であり、テキストのゴシック箇所ではあるが、附則の規定もあるため、語群の中から正確に選ぶとなると思いのほか難しかったかもしれない。
- 厚年** … 今回の基金からの出題は、択一式のレベルと比較しても全体的に難問と言える。AやDの解答を導けた受験者は少なかったと思われるが、B、C及びEは確実に解答して少なくとも3点は確保したいところである。
- 国年** … 平成16年改正以後の保険料の規定をきちんと確認してさえいれば、いたって平易な問題であった。総合点を稼ぐためにも確実に5点獲得したい所である。

択一式解答

平成24年8月26日14:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	D	A	E	B	A	A	B	D	C	E
労災保険法 (徴収法含む)	C	D	B	D	A	B	E	E	D	E
雇用保険法 (徴収法含む)	B	E	B	D	D	A	A	C	D	B
労働及び社会保険 に関する一般常識	C	D	A	A	E	B	B	C	B	A
健康保険法	E	C	E	A	C	B	A	C	E	D
厚生年金保険法	A	D	E	B	A	C	A	A	C	B
国民年金法	B	E	C	B	D	D	B	C	A	B

選 択 式 解 答

平成24年8月26日 17:00現在

[問 1] 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法41条2号、労働者派遣法44条1項、平成11.3.31基発168号、昭和63.3.14基発150号、安衛法1条)

- A (17) 労働契約関係
- B (6) 経営者と一体的な立場にある者
- C (13) その地位にふさわしい
- D (3) 危害防止基準
- E (1) 快適な職場環境の形成

[問 2] 労働者災害補償保険法

(法12条の4、法19条、昭和38.6.17基発687号、平成17.2.1基発0201009号)

- A (2) 打切補償
- B (11) 事業主
- C (7) 限度
- D (12) 示談
- E (5) 強迫

[問 3] 雇用保険法

(法64条、法66条1項、6項)

- A (18) 被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者
- B (12) 特定求職者
- C (15) 認定職業訓練
- D (6) 高年齢求職者給付金
- E (7) 高年齢再就職給付金

[問 4] 労働に関する一般常識

(最低賃金法1条1項、同法9条2項、3項、同法10条1項、同法11条2項)

- A (3) 国民経済の健全な発展に寄与する
- B (9) 地域
- C (15) 都道府県労働局長
- D (11) 賃金支払能力
- E (7) 生活保護

[問 5] 社会保険に関する一般常識

(社会保険労務士法17条2項、同法19条2項、同法25条の20、同法33条1項、同法施行規則13条)

- A (16) 他人の作成したもの
- B (19) 付記
- C (13) 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- D (2) 2年間
- E (6) 100万円以下の罰金

[問 6] 健康保険法

(法160条1項、5項、10項、11項)

- A (1) 1000分の30から1000分の120
- B (11) 全国健康保険協会
- C (20) 翌事業年度以降5年間
- D (7) 健康保険事業の収支の均衡
- E (10) 社会保障審議会

[問 7] 厚生年金保険法

(法132条2項、3項、法133条の2、3項カッコ書、法134条、基金令23条)

- A (2) 従前標準報酬月額
- B (2) 代行部分の額
- C (4) 3.23
- D (1) 基準標準給与額
- E (2) 厚生年金基金

[問 8] 国民年金法

(法87条3項、改定率改定政令2条)

- A (1) 29
- B (7) 280
- C (15) 16,900
- D (19) 保険料改定率
- E (9) 14,980

難 易 度 一 覧 表

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	7	3	0	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	◎	◎	◎	●	◎	◎	◎	△	◎	8	1	1	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	◎	◎	●	△	△	△	△	◎	◎	5	4	1	
労働及び社会保険 に関する一般常識	◎	●	●	△	△	△	◎	◎	△	△	3	5	2	
健康保険法	◎	△	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8	1	1	
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	●	◎	◎	8	1	1	
国民年金法	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	6	4	0	
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)											個数	45	19	6
											%	64	27	9

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	◎	3	2	0
労災保険法	◎	△	◎	◎	△	3	2	0
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
社会一般常識	△	△	●	◎	△	1	3	1
健康保険法	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0
厚生年金保険法	●	△	◎	●	◎	2	1	2
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)						28	9	3

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【労働安全衛生法】

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、 を促進することを目的とすると規定している。

E：快適な職場環境の形成



教材・箇所等

暗記カード① 安衛－１

その防止に関する な対策を推進することにより職場における労働者の を確保するとともに、 の形成を促進することを目的とする。

F：快適な職場環境

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、 を促進することを目的とすると規定している。

E：快適な職場環境の形成



教材・箇所等

実力テスト第２回 問５－Ｂ

その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な の形成を促進することを目的とする。

B：職場環境

【労働者災害補償保険法】

教材・箇所等

暗記カード① 労災－34

第一に、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の [C] で保険給付をしないことができる。

第二に、先に政府が保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の [C] で取得する。

C：限度

1. 損害賠償請求権の代位取得

政府は、[A] の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、[A] をしたときは、その給付の [B] で、[A] を受けた者が第三者に対して有する [C] を取得する。

2. 保険給付の控除

上記1. の場合において、[A] を受けるべき者が第三者から [D] について損害賠償を受けたときは、政府は、その [B] で [A] をしないことができる。

B：価額の限度

【雇用保険法】

教材・箇所等

実力完成答練第3回 選択式問8－A

政府は、[A] の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、・・・(略)・・・を支給することができる。

A：被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者

政府は、[A] の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、・・・(略)・・・を支給することができる。

A：被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者

雇用保険法においては、求職者給付たる
〔 D 〕並びに雇用継続給付たる高年齢
雇用継続基本給付金及び〔 E 〕に要す
る費用については、・・・(略)・・・国庫負
担の規定から除外されている。

D：高年齢求職者給付金

E：高年齢再就職給付金

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－47

国庫は、求職者給付（〔 A 〕を除く。）、雇
用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び
〔 B 〕を除く。）・・・(略)・・・に要する
費用の一部を負担する。

A：高年齢求職者給付金

B：高年齢再就職給付金

雇用保険法においては、求職者給付たる
〔 D 〕並びに雇用継続給付たる高年齢
雇用継続基本給付金及び〔 E 〕に要す
る費用については、・・・(略)・・・国庫負
担の規定から除外されている。

D：高年齢求職者給付金

教材・箇所等

総合本科生Plus補講レジュメ 雇用保険法

国庫は、求職者給付（〔 R 〕を除く。）、雇
用継続給付（〔 S 〕及び高年齢再就職給付
金を除く。）・・・(略)・・・に要する費用の一
部を負担する。

R：高年齢求職者給付金

【労働に関する一般常識】

〔 B 〕別最低賃金は、同法によれば
〔 B 〕における労働者の生計費及び賃
金並びに通常の事業の〔 D 〕を総合的
に勘案して定められなければならないとさ
れており、労働者の生計費を考慮するに当
たっては、労働者が健康で文化的な最低限
度の生活を営むことができるよう、
〔 E 〕に係る施策との整合性に配慮す
るものとされている。

D：賃金支払能力

教材・箇所等

暗記カード② 常識（労法）－13

②地域別最低賃金は、地域における労働者の
〔 C 〕並びに通常の事業の〔 D 〕を
考慮して定められなければならない。

D：賃金支払能力

〔 B 〕別最低賃金は、同法によれば〔 B 〕における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の〔 D 〕を総合的に勘案して定められなければならないとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、〔 E 〕に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

D：賃金支払能力

E：生活保護

教材・箇所等

到達度テスト第8回 選択式問1

1. 最低賃金法において、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の〔 A 〕を考慮して定められなければならない。労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が〔 B 〕な最低限度の生活を営むことができるよう、〔 C 〕に係る施策との整合性に配慮するものとする。

A：賃金支払能力

C：生活保護

また、同法における〔 B 〕別最低賃金は、中央最低賃金審議会が出した引上げ額の目安を受けて、地方最低賃金審議会が〔 B 〕の実情を踏まえた審議、答申をした後、異議申出に関する手続を経て〔 C 〕が決定する。

〔 B 〕別最低賃金は、同法によれば〔 B 〕における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の〔 D 〕を総合的に勘案して定められなければならないとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、〔 E 〕に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

C：都道府県労働局長

D：賃金支払能力

E：生活保護

教材・箇所等

公開模試特典問題 問12

3 同法において、「〔 C 〕は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と規定されている。

4 上記3の地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに〔 D 〕を考慮して定められなければならないとされ、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、〔 E 〕との整合性に配慮するものとされている。

C：厚生労働大臣又は都道府県労働局長

D：通常の事業の賃金支払能力

E：生活保護に係る施策

【社会保険に関する一般常識】

教材・箇所等

暗記カード② 常識（社法）－ 3

関係書類とともに帳簿閉鎖のときから
〔 D 〕保存しなければならない。



帳簿の備付け及び保存（帳簿閉鎖の時から
〔 C 〕間保存）

D：2年間

C：2年

【健康保険法】

教材・箇所等

実力テスト第3回 問3－C、D

1 全国健康保険協会が管掌する健康保険
の被保険者に関する一般保険料率は、
〔 A 〕の範囲内において、都道府県
に設置した各支部の被保険者を単位とし
て〔 B 〕が決定する。



2. 全国健康保険協会が管掌する健康保険の
被保険者に関する一般保険料率は、
〔 C 〕までの範囲内において、支部被保
険者を単位として〔 D 〕が決定するもの
とする。

A：1000分の30から1000分の120

B：全国健康保険協会

C：1,000分の30から1,000分の120

D：全国健康保険協会

教材・箇所等

暗記カード② 健保－22

1 全国健康保険協会が管掌する健康保険
の被保険者に関する一般保険料率は、
〔 A 〕の範囲内において、都道府県
に設置した各支部の被保険者を単位とし
て〔 B 〕が決定する。



(1) 都道府県単位保険料率は、〔 A 〕ま
での範囲内において、〔 B 〕を単位とし
て協会が決定し、当該〔 B 〕に適用される。

A：1000分の30から1000分の120

B：全国健康保険協会

A：1000分の30から1000分の120

2 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における〔 D 〕を図る上で不適當であり、

D : 健康保険事業の収支の均衡



教材・箇所等
 選択式セミナー 練習問題編 問 10

1 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の〔 A 〕を図る上で不適當であり、

A : 収支の均衡

【厚生年金保険法】

2 厚生年金基金は、その支給する老齢年金給付の水準が上記 1 の〔 B 〕に〔 C 〕を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

C : 3.23



教材・箇所等
 到達度テスト第 7 回 問 4－E

4. 厚生年金基金は、その支給する老齢年金給付の水準が、加入員たる被保険者であった期間の平均標準報酬額の 1,000 分の 5.481 に相当する額に加入員たる被保険者であった期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額に〔 E 〕を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

E : 3.23

4 厚生年金基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、〔 E 〕が裁定する。

E : 厚生年金基金



教材・箇所等
 到達度テスト第 7 回 問 4－D

3. 厚生年金基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、〔 D 〕が裁定する。

D : 厚生年金基金

【国民年金法】

教材・箇所等

実力完成答練第 5 回 問 2－C

平成 17 年度以降の実際の保険料の額は、それぞれの年度ごとに定められた額（平成 16 年度価格）に〔 D 〕を乗じて得た額を 10 円未満で四捨五入した額とされ、平成 24 年度は月額〔 E 〕円である。

E : 14,980



2. 平成 24 年度に属する月の月分の保険料額は、〔 C 〕円である。

C : 14,980

M E M O

科目別解答・解説（択一式）

労働基準法・労働安全衛生法

- 〔問 1〕 正解 D 労基法11条、昭和33. 2. 13基発90号。設問の6か月定期乗車券については、労基法11条の賃金であり、各月分の賃金の前払として認められるから、平均賃金算定の基礎に加えなければならない。
- A 労基法24条1項、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。
- B 労基法23条1項、昭和25. 7. 7基収1786号。設問の通り正しい。労働者が死亡したときの退職金の支払について別段の定めがない場合には民法の一般原則による遺産相続人に支払う趣旨と解されるが、労働協約、就業規則等において民法の遺産相続の順位によらず、労基法施行規則第42条、第43条の順位（遺族補償の順位）による旨を定めても違法ではない。したがってこの順位によって支払った場合はその支払は有効である。
- C 最二小昭和62. 7. 17ノース・ウェスト航空事件。設問の通り正しい。なお、民法にいう「債権者の責めに帰すべき事由」とは、債権者の故意又は過失を指すが、労働基準法26条にいう「使用者の責に帰すべき事由」は、これよりも広く、経営者として不可抗力を主張し得ない一切の場合を包括するものと解されている。
- E 労基法114条。設問の通り正しい。付加金の支払に関する規定は、賃金の全額払の義務に違反して賃金を支払わなかった使用者に対しては適用されない。裁判所が、労働者の請求により使用者に付加金の支払を命じることができるのは、使用者が、労基法20条（解雇予告手当）、法26条（休業手当）若しくは法37条（割増賃金）の規定に違反した場合、又は法39条7項（年次有給休暇中の賃金）の規定による賃金を支払わなかった場合に限られている。
- 〔問 2〕 正解 A 労基法14条2項、平成15. 10. 22厚労告357号。設問の通り正しい。
- 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」によると、
「使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入

れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。)を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。」とされている。設問の場合は、労働契約を3回更新しているため、4回目に更新しないこととしようとする使用者は、その予告をしなければならない。

- B 労基法20条1項、昭和23.10.18基収3102号。最低年齢違反の労働契約は無効であるが、労基法は事実上の使用従属関係が成立していると認められる場合はすべて適用されるので、当該児童を解雇する場合には、法20条1項の規定により平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払い(解雇予告による違法状態の継続は認められないので)即時解雇をしなければならない。
- C 労基法14条1項2号、法附則137条。満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、労基法附則137条の規定は適用されない。
- D 労基法15条1項、則5条1項。「表彰に関する事項」については、それに関する定めをする場合には、労働契約の締結に際し、労働者に必ず明示しなければならない相対的明示事項である。
- E 労基法15条1項、昭和61.6.6基発333号。派遣元の使用人は、労働者派遣法における労働基準法の適用に関する特例により自己が労働基準法に基づく義務を負わない労働時間、休憩、休日等に係る規定を含めて、労働基準法第15条による労働条件を明示する必要がある。

【問 3】 正解 E (ウとオ)

- ア 労基法20条1項、昭和33.2.13基発90号。使用者が行った解雇予告の意思表示は、一般的には取り消すことはできないが、労働者が具体的事情の下に自由な判断によって同意を与えた場合には、取り消すことができるものと解すべきとされている。設問の場合は、「労働者は同意せず、それに応じなかった」のであるから、解雇予告の意思表示の取消しを行うことはできず、予告

期間を経過した日に、任意退職をしたのではなく、解雇されたことになる。

イ 労基法20条1項、3項、昭和63.3.14基発150号。解雇予告除外認定は、認定事由があるか否かを確認する処分であって、認定されるべき事実がある場合には、（認定を受けなくても）使用者は有効に即時解雇をなし得る。したがって、設問の場合、即時解雇の効力は、「（解雇予告除外）認定のあった日」ではなく、「使用者が即時解雇の意思表示をした日」に発生する。

ウ 労基法20条2項。設問の通り正しい。解雇の予告期間の計算については、予告をした日は含まないこととされており、解雇の予告をした日から解雇の効力が発生する日（8月31日に解雇する場合には、9月1日）までの間に中30日間の予告期間が必要である。設問の場合には、8月15日に解雇の予告をしたので、その翌日（8月16日）から8月31日までの日数が16日であり、予告期間30日に満たない分（30日－16日＝14日）以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

エ 労基法19条1項、昭和26.6.25基収2609号。解雇予告期間満了の直前に労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業を要する以上は、たとえ休業2日間の軽度の負傷又は疾病であっても労基法19条（解雇制限）の規定の適用がある。したがって、当該休業期間中及びその後30日間は解雇が制限され、当該解雇制限期間中の日に当初の予告どおりの日が納まっていたとしても、当該日に解雇の効力は発生しない。なお、設問の場合、負傷し又は疾病にかかり休業したことによって、当初の解雇予告の効力の発生自体は中止されるだけであるから、その休業期間が長期にわたり解雇予告として効力を失うものと認められる場合を除き、治癒した日に改めて解雇予告をする必要はない。

オ 労基法89条3号。設問の通り正しい。就業規則の絶対的明示事項である「退職に関する事項」については、当該事項を一定の事由に制限する（あるいは当該事項の一定の事由を除外する）規定は設けられておらず、労働者がその身分を失うすべての場合に関する事項をいう。

〔問 4〕 正解 B 労基法4条。設問の通り正しい。労働基準法において女性であることを理由として差別的取扱いを禁止しているのは、賃金のみであり、他の一定の労働条件については、男女雇用機会均等法に性別を理由とする差別の禁止に関して規定が設けられている。

A 労基法3条、昭和22.9.13発基17号。労基法3条でいう「信条」には、政治的信条や思想上の信念のほか、宗教上の信仰も含まれる。

C 労基法7条、昭和22.11.27基発399号。労基法7条（公民権行使の保障）の規定は、給与に関しては何ら触れていないため、有給たると無給たるとは、当事者の自由に委ねられている。

D 労基法10条。労基法に定める「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする「すべての者」をいう。

E 労基法12条1項、4項。平均賃金の算定における賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。したがって、設問にある「年に2回6か月ごとに支給される賞与」は、賃金の総額に算入しない。

〔問 5〕 正解 A 労基法34条1項。使用者は、「労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」とされているため、設問の場合であっても、1時間の休憩時間を与えればよい。

B 労基法34条3項、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。なお、休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせることも、事業場内において自由に休息し得る場合には必ずしも違法にならないとされている。

C 労基法35条1項、昭和23.11.9基収2968号。設問の通り正しい。一昼夜交代勤務の場合であっても、休日は暦日（午前0時からの継続した24時間）であり、非番の継続24時間は休日と認められない。

- D 労基法36条1項、昭和63. 1. 1基発1号。設問の通り正しい。労働者の民事上の義務（時間外又は休日労働命令に服すべき義務）は、労働協約、就業規則、労働契約等により発生する。
- E 労基法36条1項。設問の通り正しい。なお、届出が効力（労働基準法に違反しないとする免罰的効力）発生の要件とされている労使協定は、36協定のみである。

〔問 6〕 正解 A（アとウ）

- ア 労基法39条5項、昭和48. 3. 6基発110号。設問の通り正しい。年次有給休暇を労働者がどのように利用するかは労働者の自由であり、病気療養のために年次有給休暇を利用することもできる。
- イ 労基法39条、昭和30. 11. 30基収4718号。年次有給休暇の買上げの予約をし、これに基づいて労基法39条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じないし請求された日数を与えないことは、労基法39条違反であり、金銭を支給することによって年次有給休暇を消化させることはできない。
- ウ 労基法39条1項、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。実質的に労働関係が継続している限り勤務年数は通算されるものとされており、設問の場合、勤務年数は通算される。
- エ 労基法39条4項。労使協定により、一定事項を定めた場合には、その対象となる労働者の請求に基づいて、年次有給休暇を時間単位で付与することができる。
- オ 労基法39条5項。使用者は、年次有給休暇を労働者の請求（指定）する時季に与えなければならないとされており、その休暇が長期にわたるか否かにかかわらず、その時季指定権の行使に当たって事前の調整は必要とされない。なお、労働者の請求（指定）した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、使用者は、他の時季にこれを与えることができる（時季変更権）とされている。

〔問 7〕 正解 B 労基法89条、法90条。設問の通り正しい。なお、届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならないとされている。

A 労基法89条。「退職手当」に関する事項は、就業規則に必ず記載しなければならない事項（絶対的の必要記載事項）ではなく、定めをする場合に記載すべき相対的の必要記載事項である。また、期間の定めのない労働契約によって雇用される継続期間が3年以上の労働者に対して退職手当を支払わなければならないとする規定はない。

C 労基法92条2項、則50条。就業規則の変更命令は、「所轄労働基準監督署長」が行うこととされおり、都道府県知事が行うことはできない。

D 労基法120条1号、平成20.1.23基発0123004号。労基法106条に定める就業規則の周知義務に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる。なお、労働契約の効力（就業規則で定める労働条件が労働契約の内容を補充し、「労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件による」とする効力）にかかわる「周知」は、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいうものであり、労基法106条に定める方法に限定されるものではなく、実質的に判断される。

※ 現在、平成20.1.23基発0123004号（労働契約法の施行について）は廃止されているが、新たな通達・平成24.8.10基発0810第2号（労働契約法の施行について）においても同様の内容（労働契約の効力にかかわる「周知」は、労基法106条に定める方法に限定されるものではない）が記載されている。

E 労基法15条1項、平成11.1.29基発45号。労働条件の明示において、書面の様式は自由であり、労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない。

〔問 8〕 正解 D 安衛法30条の2,1項、則643条の3,1項、クレーン則2条。設問の通り正しい。造船業を除く製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック

ク、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン等安全規則の適用を受けるものをいう。以下同じ。)を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならないとされている。なお、クレーン、移動式クレーン又はデリックで、つり上げ荷重が0.5トン未満のものについては、クレーン等安全規則は適用されない。また、同様の規定は、特定元方事業者についても定められている。

- A 安衛法30条の2,1項、則635条1項1号。なお、設問の義務は、特定元方事業者に課せられている。
- B 安衛法30条2,1項、則638条。なお、設問の義務は、特定元方事業者に課せられている。
- C 安衛法30条の2,1項。なお、設問の義務は、一定規模以上の特定元方事業者に課せられている。
- E 安衛法30条の2,1項。なお、設問の義務は、一定規模以上の建設業を行う特定元方事業者に課せられている。

〔問 9〕 正解 C 安衛法12条1項、令4条、則7条1項3号イ。製造業の事業場においては、第二種衛生管理者免許のみを有する者を衛生管理者に選任することはできず、第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等から選任しなければならない。なお、農林畜水産業、鉱業、建設業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業についても同様に、第二種衛生管理者免許のみを有する者を衛生管理者に選任することはできない。

- A 安衛法10条1項、令2条1号。設問の通り正しい。林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業の事業場で、常時100人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- B 安衛法11条1項、令3条、則5条1号。設問の通り正しい。高等学校において

理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するものであって、厚生労働大臣が定める安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修を修了したものは、安全管理者となるべき資格を有する。設問の者は、5年間（4年以上）産業安全の実務に従事した経験があり、他の要件も満たしているため、安全管理者に選任することができる。

D 安衛法12条の2、則12条の2、則12条の3,1項。設問の通り正しい。常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち安全管理者の選任を要すべき業種の事業場においては、安全衛生推進者を選任する必要がある、その選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（安全衛生推進者養成講習）を修了した者その他総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから行うものとされている。

E 安衛法13条、令5条、則14条2項1号。設問の通り正しい。産業医は、医師であって、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならないとされているが、厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師は、当該要件を備えた者として、産業医に選任することができる。

〔問 10〕 正解 E 安衛法35条。一の貨物で、重量が「1トン以上」ものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならないとされている。なお、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、重量を表示しなくても差し支えない。

A 安衛法31条の4。設問の通り正しい。なお、設問のいわゆる「注文者による違法な指示の禁止」は、指示を行った注文者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為が行われることを認識して当該指示を行

った場合に適用されるものであり、指示の内容が一般的であって、請負人がその指示に従ったとしても労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反することなく当該指示の目的を果たせる場合において、結果として請負人が命令違反を行ったようなときについては、その適用はない。

- B 安衛法33条、令10条3号、則665条。設問の通り正しい。いわゆる「機械等貸与者の講ずべき措置」に関する記述である。
- C 安衛法34条、令11条。設問の通り正しい。いわゆる「建築物貸与者の講ずべき措置」に関する記述である。なお、建築物の全部を一の事業者へ貸与するときは、建築物貸与者は、当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなくとも差し支えない。
- D 安衛法102条、令25条1項。設問の通り正しい。いわゆる「ガス工作物等設置者の教示義務」に関する記述である。ガス工作物その他政令で定める工作物（電気工作物、熱供給施設、石油パイプライン）を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならないとされている。これは、建設工事等を行う場合に、地下等に、ガスパイプ、電力地下ケーブル、石油配管が埋設されているのを知らずに破壊し、労働災害が発生するのを防止するため、当該建設工事等を行うものから防止対策について相談を受けたときには、これらの工作物設置者はこれを教示しなければならない旨を定めたものである。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 C 労災保険法7条2項、平成18. 3. 31基発0331042号。設問の通り正しい。日々雇用される労働者が公共職業安定所等でその日の職業紹介を受けるために住居から公共職業安定所等まで行く行為は、未だ就職できるかどうか確実ではない段階であり、職業紹介を受けるための行為であって、就業のための出勤行為であるとはいえないとされている。

A 労災保険法7条2項、平成18. 3. 31基発0331042号。寝過ごしにより就業場所に遅刻した場合は、時刻的に若干の前後があっても就業との関連性が認められる（他の要件を満たす限り通勤に該当する。）。

B 労災保険法7条2項、平成18. 3. 31基発0331042号。設問の行為は、業務以外の目的（運動部の練習）のために行われるものと考えられるので、就業との関連性はないと認められる（通勤には該当しない。）。

D 労災保険法7条2項、平成18. 3. 31基発0331042号。設問の往復行為は就業との関連性が認められる（他の要件を満たす限り通勤に該当する。）。通勤は1日について1回のみしか認められないものではない。

E 労災保険法7条2項、平成18. 3. 31基発0331042号。業務の終了後、事業場施設内でサークル活動をした後に帰宅する場合には、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、就業との関連性を認めても差し支えないとされており、通勤に該当することがある。

〔問 2〕 正解 D 労災保険法31条2項、則44条の2, 1項1号。第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者については、一部負担金は徴収されない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- A 労災保険法施行規則18条の8。設問の通り正しい。障害給付を支給すべき身体障害の障害等級については、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級に関する規定（厚生労働省令で定める障害等級表）が準用されている。
- B 労災保険法31条2項、則44条の2, 2項。設問の通り正しい。
- C 労災保険法22条の2, 3項、法31条2項、3項、昭和52. 3. 30基発192号。設問の通り正しい。一部負担金の徴収は、療養給付を受ける労働者に支給される休業給付の初回支給の際に、その額から一部負担金の額に相当する額を控除して支給することにより行われる。
- E 労働基準法76条。設問の通り正しい。通勤災害については、事業主は休業補償の義務を負わない。

〔問 3〕 正解 B 労災保険法18条2項。傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は行われない。

- A 労災保険法13条、法14条。設問の通り正しい。
- C 労災保険法13条、法18条。設問の通り正しい。
- D 労災保険法12条の8, 4項、則18条の3の3, 1号。設問の通り正しい。
- E 労災保険法14条の2, 1号、則12条の4, 1号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D 設問のような規定はない。

- A 労災保険法12条1項。設問の通り正しい。
- B 労災保険法12条の5, 2項。設問の通り正しい。
- C 労災保険法12条の6。設問の通り正しい。
- E 労災保険法9条2項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A 労災保険法33条5号、則46条の18, 1号イ(1)、平成11. 2. 18基発77号。設問の通り正しい。設問の「農業の事業場における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業で、動力により駆動される機械を使用するものに従事する者」が第2種特別加入者た

る特定農作業従事者とされるためには、「年間農業生産物総販売額300万円以上」又は「経営耕地面積2ヘクタール以上」であることが必要である。設問の作業は年間農業生産物総販売額が300万円以上であるため特別加入の対象となる。

- B 労災保険法33条5号、則46条の18,1号イ(5)、平成11.2.18基発77号。設問の「畜産の事業場における家畜の飼育の作業で、牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのあるものに従事する者」が第2種特別加入者たる特定農作業従事者とされるためには、「年間農業生産物総販売額300万円以上」又は「経営耕地面積2ヘクタール以上」であることが必要である。設問の作業はいずれの要件も満たしていないため誤り。
- C 労災保険法33条5号、則46条の18,4号、平成11.2.18基発77号。設問の一人専従役員たる労働組合の代表者は、労働組合の活動に不可欠な作業に従事する場合には、一人親方等として特別加入の対象となる。
- D 労災保険法33条2号、平成11.2.18基発77号。設問の専従職員を置かず常勤役員（代表者を除く。）を置く労働組合の非常勤役員は、原則として、中小事業主等として特別加入の対象となる。
- E 労災保険法33条7号、平成11.12.3基発695号。派遣先の海外の事業が厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（特定事業）に該当する場合には、その事業の代表者についても特別加入の対象となる。

【問 6】 正解 B 特別支給金支給規則3条5項。設問の通り正しい。

- A 特別支給金支給規則3条1項。休業特別支給金の額は、1日につき休業給付基礎日額の「100分の20」に相当する額である。
- C 特別支給金支給規則4条2項。加重障害に係る障害特別支給金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額とされている。
- D 特別支給金支給規則5条3項。遺族特別支給金の額は300万円とされている

が、遺族特別支給金の支給を受ける遺族が2人以上ある場合には、300万円をその人数で除して得た額とされている。

E 特別支給金支給規則5条8項。遺族特別支給金の支給の申請は、労働者の死亡の日の翌日から起算して「5年」以内に行わなければならない。

〔問 7〕 正解 E 平成23. 12. 26基発1226第1号。業務により一定の精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めることとされているため誤り。

A 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。

B 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。

C 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。

D 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。認定基準では、発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手待ち時間が多い等、労働密度が特に低い場合を除く。）ときは心理的負荷の総合評価を「強」とすることとされている。設問の「発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行っていたとき」は、上記「これに満たない期間にこれと同程度の時間外労働を行ったとき」に該当する。

〔問 8〕 正解 E 徴収法39条1項。設問は、二元適用事業の範囲に関する問題である。「国の行う事業」については、労災保険が適用除外とされており、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とはされていない。

A 徴収法2条2項、昭和23. 8. 18基収2520号、昭和25. 4. 10基収950号。設問の通り正しい。

B 徴収法2条2項、平成15. 10. 1基徴発1001001。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C 徴収法施行規則16条1項、昭和61.6.30発労徴41号、基発383号。設問の通り正しい。労働者派遣事業に係る労災保険率の適用は、派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき「労災保険率適用事業細目表」により事業の種類を決定し、「労災保険率表」による労災保険率を適用することとされている。
- D 徴収法7条、昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。有期事業の一括の扱いは、それぞれの事業が法律上の一定の要件を満たせば、当然かつ強行的に一括されるため、事業主からの申請、都道府県労働局長による承認等は不要である。

【問 9】 正解 D（アとオ）

- ア 徴収則16条1項、則別表第1。徴収法施行規則で定める労災保険率の最高は「1,000分の89」であり、1,000分の100は超えていない。
- イ 徴収法12条3項、則17条3項。設問の通り正しい。
- ウ 徴収法12条3項。設問の通り正しい。
- エ 徴収法12条2項。設問の通り正しい。
- オ 徴収法12条3項、則17条の2。「鉱業の事業」ではなく、「建設の事業」における著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（いわゆる騒音性難聴）にかかった者に係る保険給付の額が、いわゆるメリット収支率の算定基礎となる保険給付の額から除かれる。

- 【問 10】 正解 E 徴収法13条、則21条。保険年度の中途に特別加入の承認を受けた中小事業主等に係る第1種特別加入保険料の額の算定は、特別加入保険料算定基礎額を12で除して得た額に、その者が当該保険年度中に第1種特別加入者とされた期間の月数（その月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額とされているため、その算定の方法は、Eの

$$\frac{292万円 \times 12分の1 \times 4か月}{1,000分の4}$$

となる。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B 行政手引20351。設問の通り正しい。

- A 行政手引20352。労働者が長期欠勤している場合であっても、雇用関係が存続する限り賃金の支払を受けていると否とを問わず被保険者となる。
- C 雇用保険法6条7号、則4条1項2号、2項。設問の場合、その承認の申請がなされた日（翌日ではない。）から雇用保険法が適用されない。
- D 行政手引20352。設問の場合であっても、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り被保険者として扱われるため、被保険者たる資格を失うことはない。
- E 行政手引20551。「雇用契約の成立の日」ではなく、「雇用関係に入った最初の日」（一般的には、被保険者資格の基礎となる当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日）から被保険者資格を取得するものとされている。

〔問 2〕 正解 E 雇用保険法施行規則13条1項、2項、行政手引21752。被保険者の転勤に関する届出は、「両事業所が同じ公共職業安定所の管轄内にあるとき」であっても行わなければならない。

- A 雇用保険法施行規則71条1項。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法施行規則6条1項～3項。設問の通り正しい。
- C 雇用保険法施行規則7条1項。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法施行規則14条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 B 雇用保険法20条3項。受給資格者が、その受給資格に係る受給期間内に新たに受給資格、高年齢受給資格又は「特例受給資格」を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給されない。

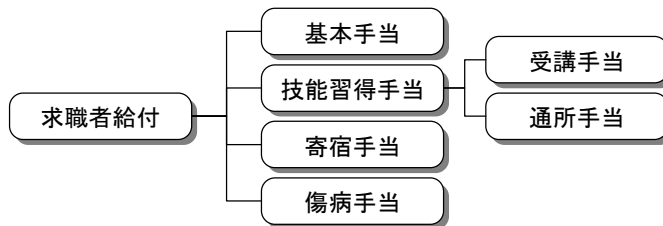
- A 雇用保険法20条1項2号、法22条2項1号。設問の通り正しい。
- C 雇用保険法20条2項、則31条の2、1項、則31条の3、2項。設問の通り正しい。
- D 雇用保険法20条2項。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法20条1項、行政手引50272。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D（イとエ）

ア 雇用保険法施行規則61条1項。設問の通り正しい。技能習得手当及び寄宿手当は、受給資格者に対し、基本手当を支給すべき日又は傷病手当を支給すべき日に、その日の属する月の前月の末日までの分を支給するものとされている。なお、設問は技能習得手当の「支給日」についての規定であり、技能習得手当の「支給対象となる日」についての規定ではない（技能習得手当は、傷病手当の支給対象となる日については支給されない。）ことにも注意すること。

イ 雇用保険法37条8項、令10条、昭和53.9.22雇保発32号。設問の場合であっても、傷病手当を支給して差し支えないものとされている。傷病手当が支給されないのは、疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法の規定による傷病手当金、労働基準法の規定による休業補償、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であって法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合であり、「自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支給を受けることができる場合」はこれに含まれていない。

- ウ 雇用保険法37条4項、行政手引53004。設問の通り正しい。傷病手当が支給される日数は、受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数（基本手当の支給があったものとみなされる日数を含む。）を差し引いた日数とされており、延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、傷病手当は支給されない。
- エ 雇用保険法10条2項、則56条。技能習得手当は、「受講手当及び通所手当」とされており、「寄宿手当」はこれに含まれていない。



- オ 雇用保険法36条2項、則60条1項、行政手引52901。設問の通り正しい。寄宿手当は、公共職業訓練等受講期間中の日についてのみ支給されるものであり、公共職業訓練等受講開始前の寄宿日又は受講終了後の寄宿日については支給されない。

〔問 5〕 正解 D 雇用保険法37条の2、1項カッコ書、法37条の3、行政手引54101。

設問の通り正しい。一般被保険者、短期雇用特例被保険者及び「日雇労働被保険者」は、高年齢受給資格者となることはない。

- A 雇用保険法37条の4、4項。設問の受給期限は、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過する日とされている。
- B 雇用保険法37条の4、1項。設問の場合であっても、失業の認定があった日から受給期限までの日数が50日に満たない場合には、当該認定のあった日から受給期限までの日数に相当する日数とされるため、高年齢求職者給付金の額は基本手当の日額の50日分に相当する額を下回ることがある。
- C 行政手引90851。高年齢受給資格者であっても、一定の要件を満たせば日雇労働求職者給付金の受給資格（日雇受給資格）を取得する場合がある。な

お、この場合であっても、同じ日について高年齢求職者給付金と日雇労働求職者給付金を併給することはできない。

- E 雇用保険法施行規則65条の5。高年齢受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、高年齢受給資格者失業認定申告書に、原則として雇用保険高年齢受給資格者証を添えて、提出しなければならないとされている。

〔問 6〕 正解 A 雇用保険法53条1項3号。「4月」を「2月」とすると正しい記述になる。特例給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けるためには、少なくとも、基礎期間の最後の月の翌月以後2月間（申出をした日が当該2月の期間内にあるときは、同日までの間）に普通給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないことが必要である。

- B 雇用保険法50条1項、行政手引90553。設問の通り正しい。普通給付による日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に納付されている印紙保険料が通算して26日分以上31日分以下の場合は、通算して13日分を限度として支給される。

- C 雇用保険法48条、法54条2号、行政手引90551、90603。設問の通り正しい。普通給付による日雇労働求職者給付金及び特例給付による日雇労働求職者給付金のいずれについても、その日額は、納付された印紙保険料の等級別状況に応じて、第1級給付金（7,500円）から第3級給付金（4,100円）の間で決定される。

- D 雇用保険法50条2項、法53条1項、法55条4項、則76条1項、則79条1項、行政手引90603。設問の通り正しい。特例給付による日雇労働求職者給付金は、原則として、4週間に1回失業の認定を行った日に、当該認定に係る日分が支給されるが、各週の不就労日（計4日分）は除かれるため、最大でも24日分が支給されることになる。

E 雇用保険法53条1項2号、法55条3項、行政手引90602。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A 雇用保険法86条1項。「懲役刑」を「罰金刑」とすると正しい記述になる。法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、雇用保険法第83条から第85条までの各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても雇用保険法第83条から第85条までに掲げる罰金刑を科するとされている。

B 雇用保険法72条2項。設問の通り正しい。

C 雇用保険法70条。設問の通り正しい。

D 雇用保険法71条1号。設問の通り正しい。

E 雇用保険法66条1項4号。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。確定精算における確定不足分の納付についても、口座振替による納付の対象となる。口座振替による納付の対象となるのは、納付書によって行われる徴収法第15条第1項(継続事業の概算保険料の納付)又は第2項(有期事業の概算保険料の納付)の規定により納付すべき労働保険料及び同法第18条の規定により延納する場合における同法第15条第1項又は第2項の労働保険料並びに同法第19条第3項(確定精算における確定不足分の納付)の規定により納付すべき労働保険料の納付とされている。

A 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。設問の通り正しい。

B 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。設問の通り正しい。

D 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。設問の通り正しい。

E 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D 徴収法25条1項、則1条3項2号、則38条3項2号、平成15. 3. 31基発0331002号。設問の通り正しい。なお、認定決定された場合の印紙保険料の納付は、雇用保険印紙によることができず、現金により納付しなければならない。

A 徴収法23条1項カッコ書。請負事業の一括により元請負人が事業主とされる場合の印紙保険料の納付は、当該元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人が行わなければならない。

B 徴収法23条1項～3項。印紙保険料の納付の方法については、「あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる」とする規定はない。あらかじめ厚生労働大臣(都道府県労働局歳入徴収官)の承認を受けて印紙保険料納付計器を設置した場合には、当該印紙保険料納付計器により日雇労働被保険者手帳に納付印を押すことによって印紙保険料を納付することはできる。なお、設問前段部分の印紙保険料の納付については、その通り正しい。

C 徴収法25条2項、法46条1号、平成15. 3. 31基発0331002号。設問の場合は、印紙保険料の滞納について追徴金を徴収しないとする「正当な理由」に該当しないため、追徴金は徴収される。なお、罰則については、設問の通り適用されることがある(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

E 徴収法24条、則54条。毎月における雇用保険印紙の受払状況の報告は、日雇特例被保険者を1人も使用せず、印紙の受払いのない月の分については、その旨を報告する義務があり、何ら報告する義務がないわけではない。

〔問 10〕 正解 B 徴収法11条の2、法19条の2、令4条、則15条の2。一般保険料額の算定に当たり、保険年度の初日(4月1日)において64歳以上の労働者の賃金額が雇用保険分の保険料算定基礎額となる賃金総額から除かれる。したがって、設問の保険年度中の1月20日に満64歳とな

った者に支払われた賃金の額については、当該保険年度の確定保険料に係る雇用保険分の保険料算定基礎額となる賃金総額に算入される。

A 徴収法7条、昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。

C 整備省令17条1項。設問の通り正しい。一般保険料額の算定は、原則として賃金総額に一般保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じることによって行われているが、一元適用事業で労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているが両保険が適用される者の範囲が異なるため、賃金総額が一致しない場合は、それぞれの賃金総額に、それぞれの保険料率を乗じて得た額を合計した額を一般保険料の額とすることとされている。

$$\text{一般保険料の額} = \frac{\text{労災保険に係る}}{\text{賃金総額} \times \text{労災保険率}} + \frac{\text{雇用保険に係る}}{\text{賃金総額} \times \text{雇用保険率}}$$

D 徴収法施行規則37条1項。設問の通り正しい。

E 昭和24.10.5基災収5178号。設問の通り正しい。その保険年度の保険料の算定基礎額となる賃金総額に算入される賃金額は、その保険年度中に現実に支払った賃金額を意味するのではなく、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日までに支払が確定した賃金(現実にはまだ支払われていない賃金の債権債務のすべてを含むもの)と解釈されている。設問の賃金は、当該保険年度の3月20日に締め切られているため、支払は確定している。したがって、平成23年度保険料の算定基礎額となる賃金総額に含まれることとなる。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 C 労働契約法6条、平成20.1.23基発0123004号。労働契約法第6条

において、「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。」とされている。また、通達において「当事者の合意により契約が成立することは、契約の一般原則であり、労働契約についても当てはまるものであって、法第6条は、この労働契約の成立についての基本原則である「合意の原則」を確認したものであること。」を、法第6条の主旨としている。

※ 現在、平成20.1.23基発0123004号（労働契約法の施行について）は廃止されているが、新たな通達・平成24.8.10基発0810第2号（労働契約法の施行について）においても同様の内容が記載されている。

A 労働契約法2条1項、法19条。設問の通り正しい。

※ 法19条は、法改正により、条文番号が平成24年8月10日より法20条に変更されている。

B 労働契約法5条。設問の通り正しい。

D 労働契約法8条。設問の通り正しい。

E 労働契約法15条。設問の通り正しい。労働契約法第15条において「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」としている。

〔問 2〕 正解 D 最三小昭和54.10.30国鉄札幌運転区事件。「労働組合による企業

の物的施設の利用は、本来、使用者との団体交渉等による合意に基づき行われるべきものであって、利用の必要性が大きいことのゆえに、労働組合またはその組合員において企業の物的施設を組合活動

のために利用しうる権限を取得し、また、使用者において労働組合
またはその組合員の組合活動のためにする企業の物的施設の利用
を受忍しなければならない義務を負うとすべき理由はない」とする
のが最高裁判所の判例である。

- A 最一小平成元. 12. 14三井倉庫港運事件。設問の通り正しい。
- B 最一小平成5. 3. 25エッソ石油事件。設問の通り正しい。
- C 最二小平成19. 2. 2東芝労働組合小向支部・東芝事件。設問の通り正しい。
- E 最二小昭和57. 9. 10プリマハム事件。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A 「平成23年版労働経済の分析（厚生労働省）」（労働経済白書）P191
～192、同参考資料 P135。設問の通り正しい。

B 「平成23年版労働経済の分析（厚生労働省）」（労働経済白書）P121～122、
同参考資料 P106。高卒就職者の域内就職割合は、1976年には63. 1%まで低
下したが、その後上昇し、1996年に80. 2%に達した。2000年以降は、低下傾
向にはあるが、最小値は2009年の75. 5%であり、白書においては、「近年は、
地方圏経済の停滞から域内就職率の若干の低下がみられる。」としている。

C 「平成23年版労働経済の分析（厚生労働省）」（労働経済白書）P22、同参
考資料 P45。設問の、「他の年齢層と同様に、男女ともに正規職員・従業員の
割合が10パーセントポイント低下した」が誤りである。2008年から2010
年における15歳～24歳層の正規の職員・従業員の割合は、男性では、2008
年は71. 4%、2009年は75. 0%、2010年は74. 0%であり、女性では、2008年は
64. 6%、2009年は64. 3%、2010年は64. 2%である。また、他の年齢層におい
ても、10パーセントポイント近く低下しているものではなく、35歳～44歳層の
女性においては上昇している。

D 「平成23年版労働経済の分析（厚生労働省）」（労働経済白書）P115～116、
同参考資料 P99、「若者雇用関連データ（厚生労働省）」。いわゆる「七五三
現象」は、2000年より前にもみられる。

- E 「平成23年版労働経済の分析（厚生労働省）」（労働経済白書）P140～141、同参考資料 P118。1990年代後半から2000年代の新規大卒採用の動向を事業所規模別にみると、事業所規模1,000人未満においては、90年代後半から2000年代前半にかけて、文系では33人～299人規模の、理系では33人～999人規模の事業所で減少しており、着実に増加しているとは言えない。また、事業所規模1,000人以上の事業所では、文系、理系ともに増加している。

〔問 4〕 正解 A 「平成23年度能力開発基本調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。

- B 「平成23年度能力開発基本調査（厚生労働省）」。正社員の自己啓発に対して「支援している」事業所割合は66.7%となっている。また、支援の内容（複数回答）は、「受講料などの金銭的援助」、「教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供」、「社内での自主的な勉強会等に対する援助」が上位3つを占めている。
- C 「平成23年度能力開発基本調査（厚生労働省）」。キャリア・コンサルティング制度を導入している事業所の割合は4.5%に留まっている。なお、キャリア・コンサルティング制度を導入していない理由については設問の通りである。
- D 「平成23年度能力開発基本調査（厚生労働省）」。職業能力評価を行っている事業所の割合は前年より増加し、過去最高の導入状況である。また、職業能力評価の活用方法（複数回答）は、「人事考課の判断基準」、「人材配置の適正化」、「労働者に必要な能力開発の目標」が上位3つを占めている。
- E 「平成23年度能力開発基本調査（厚生労働省）」。団塊の世代の退職等により発生する技能継承に問題がある事業所の割合は28.2%となっている。また、この問題に対する取り組みの内容（複数回答）は、「退職者の中から必要な者を選抜して雇用延長、再雇用し、指導者として活用している」、「中途採用を増やしている」、「技能継承のための特別な教育訓練により、若年・中堅層に対する技能等伝承している」が上位3つを占めている。

- 〔問 5〕 正解 E 「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」。平成20年以降の所定労働時間は、1企業平均及び労働者1人平均において、以下の通り、日単位及び週単位ともに短くなってはいない。

(単位：時間、分)

年・企業規模・産業	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均	労働者1人平均	1企業平均	労働者1人平均
平成23年	7:43	7:44	39:23	39:01
22	7:43	7:44	39:22	39:01
21	7:42	7:44	39:20	39:00
20	7:41	7:43	39:21	39:01

- A 「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
 B 「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
 C 「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
 D 「平成23年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。

- 〔問 6〕 正解 B 健康保険法115条の2,1項、介護保険法51条の2,1項、同法61条の2,1項。設問の通り正しい。高額療養費、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を受けていることは、高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給要件とされていない。

- A 介護保険法51条の2,1項等。福祉用具購入費並びに住宅改修費などの自己負担額及び施設サービス等に係る食費並びに居住費の自己負担額は、高額医療合算介護サービス費の算定対象となる自己負担額には含まれない。
 C 健康保険法施行規則109条の10、則109条の11、国民健康保険法施行規則27条の26、27条の27、高齢者医療確保法施行規則71条の9、71条の10、介護保険法施行規則83条の4の4、97条の2の2、平21.4.30保保発0430001号等。高額介護合算療養費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給申請は、申請者が、計算期間の末日（基準日）に属する医療保険の保険者に提出することにより行うのであって、計算期間内に加入していたすべての医療保険の保険者及び介護保険の保険者に支給申請を行うのではない。

- D 健康保険法115条の2、平21.4.30保保発0430001号。設問の場合、夫及び妻が負担した一部負担金等を世帯合算の対象とすることはできない。
- E 健康保険法施行令43条の2,1項、平21.4.30保保発0430001号。医療に係る自己負担額又は介護に係る自己負担額のいずれかが0円である場合、高額介護合算療養費の適用は受けることができない。

- 〔問 7〕 正解 B 介護保険法19条1項。介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、厚生労働大臣ではなく、「市町村」の認定を受けなければならない。
- A 介護保険法9条1項。設問の通り正しい。なお、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。
- C 介護保険法28条1項。設問の通り正しい。なお、要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（要介護更新認定）の申請をすることができる。
- D 介護保険法29条1項。設問の通り正しい。
- E 介護保険法24条1項、2項。設問の通り正しい。

- 〔問 8〕 正解 C 確定拠出年金法附則1条、平成14年版厚生労働白書 P249～250等。設問の通り正しい。
- A 平成23年版厚生労働白書資料編等。税制適格退職年金が導入（創設）されたのは昭和37年である。また、本問において「この制度は、今後も我が国の主要な企業年金として中小企業を中心に普及していくことが期待されている」とあるが、適格退職年金制度は、原則として、平成24年3月31日をもって廃止となっている。
- B 平成9年度版年金白書 P75～76、厚生年金保険法110条、厚生年金基金令1条等。厚生年金基金の制度は「昭和40年」の法改正で導入（創設）されたものである（実施は昭和41年10月）。また、設立形態には、単独設立、連合設

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

立のほか「総合設立」がある。

D 確定給付企業年金法2条1項、同法附則1条、平成14年版厚生労働白書 P249等。確定給付企業年金法は平成13年6月に制定され平成14年4月に施行されている。また、同法による企業年金には、設問にある「基金型」のほか、「規約型」が存在する。

E (元)法附則1条、国民年金法115条の2、平成9年度版年金白書 P92等。国民年金基金の制度は、平成元年の改正で導入され、平成3年4月から施行されている。また、国民年金基金に、「総合型国民年金基金」は存在しない。

〔問 9〕 正解 B 社会保険審査官及び社会保険審査会法4条2項。設問の通り正しい。

A 社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項。設問の審査請求は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して「60日以内」にしなければならない。

C 社会保険審査官及び社会保険審査会法5条の2。設問の審査請求の取下げは、代理人であっても特別の委任を受けた場合に限っては、することができる。

D 社会保険審査官及び社会保険審査会法10条1項、3項。設問の執行の停止がその効力を失うのは、審査請求があつた日から「60日以内」に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたときである。

E 社会保険審査官及び社会保険審査会法17条の2。社会保険審査官及び社会保険審査会法第2節（審査請求の手続き）の規定に基づいて審査官がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

〔問 10〕 正解 A 高齢者の医療の確保に関する法律4条。高齢者の医療の確保に関する法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならないとされているのは、国ではなく「地方公共団体」である。

- B 高齢者の医療の確保に関する法律5条。設問の通り正しい。
- C 高齢者の医療の確保に関する法律9条5項。設問の通り正しい。都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに、5年を1期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（都道府県医療費適正化計画）を定めるものとされているが、当該都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
- D 高齢者の医療の確保に関する法律9条6項。設問の通り正しい。なお、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。
- E 高齢者の医療の確保に関する法律10条。設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 E 法74条1項2号、3号、令34条1項、2項1号、平成24.2.8保発0208第1号。設問の通り正しい。

- A 法105条1項。「6か月以内」ではなく「3か月以内」である。
- B 法193条1項。「5年」ではなく「2年」である。
- C 令43条、平成20.12.12保保発1212003号、平成23.10.21保発1021第1号。高額療養費の現物給付化は、入院医療に限らず、外来療養、長期高額疾病（特定疾病）に係る療養等についても行われている。
- D 法36条1号、法110条1項。被保険者の資格喪失日は死亡日の翌日であるため、死亡当日については家族療養費の支給は行われる。

〔問 2〕 正解 C 法3条3項1号、昭和18.4.5保発905号。事業所における従業員の員数の算定においては、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても、当該事業所に常時雇用されている者は含まれる。

- A 法38条3号、6号、法附則3条6項。設問の通り正しい。なお、設問文中の「被保険者」は、より正確には「特定健康保険組合」である。
- B 法3条3項2号、法35条。設問の通り正しい。派遣労働者は、派遣元事業所の健康保険の適用を受ける。
- D 法35条、平成21.6.30保保発0630001号。設問の通り正しい。
- E 法31条1項、法35条、昭和30.7.25発保123号の2。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 E 法115条、令41条1項1号。設問の通り正しい。高額療養費は暦月1月ごとに算定する。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- A 法103条1項。傷病手当金の受給中に出産手当金が支払われるときは、「出産手当金」が優先され、その期間中は「傷病手当金」の支給は停止される。
- B 法158条、法159条。健康保険法において保険料が免除されるのは、育児休業等の期間中及び少年院等にある場合に限られ、設問のような規定はない。
- C 法88条1項、則68条。訪問看護を行う者には「医師、歯科医師」は含まれない。
- D 法41条3項、法42条2項。7月1日に被保険者資格を取得した者については、その年の標準報酬月額の時決定は行わず、資格取得時に決定された標準報酬月額を、原則として翌年の「8月31日」まで用いる。

〔問 4〕 正解 A（アとオ）

- ア 法7条の6、2項、3項、則2条の3、1号。設問の通り正しい。
- イ 法7条の27、令16条1項。毎（事業）年度、事業計画及び予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないのは、「健康保険組合」ではなく「全国健康保険協会」である。健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。
- ウ 法7条の34。全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の「認可」を受けなければならない。
- エ 法16条2項、3項、則6条1号。設問の場合には、厚生労働大臣に「届け出て認可を受ける」のではなく、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。上記アの全国健康保険協会の場合と同様である。
- オ 令24条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C 法164条2項。「1年以内」ではなく「6月以内」である。

- A 法44条3項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B 法43条の2,1項。設問の通り正しい。育児休業等終了時改定に係る申出は、被保険者が事業主を経由して保険者等に対して行う。
- D 法167条2項。設問の通り正しい。標準報酬月額に係る保険料の場合と同様に、標準賞与額に係る保険料も通貨をもって被保険者に支払う賞与から控除することができる。
- E 法49条2項、法208条2号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B 法87条1項。被保険者が療養の給付等に代えて療養費の支給を受けることを希望しても、療養費は支給されない。療養費は、「療養の給付等を行うことが困難であると保険者が認めるとき」又は「保険医療機関等以外の病院等で診療等を受けたことを保険者がやむを得ないと認めるとき」のいずれかに該当するときに支給されるものである。

- A 法86条1項、4項、則63条。設問の通り正しい。保険外併用療養費は、実際には保険者が被保険者に代わり保険医療機関等に支払う現物給付の方式で支給される。
- C 法97条、則80条。設問の通り正しい。
- D 法87条1項、則66条。設問の通り正しい。
- E 則65条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A 法99条1項カッコ書、法102条。設問の通り正しい。なお、設問の金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとされている。

- B 法113条、令35条。家族埋葬料の金額は、「5万円」である。
- C 法53条。規約で定めるところにより、保険給付に併せて付加給付を行うことができるのは、健康保険組合であり、「全国健康保険協会」は付加給付を行うことはできない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D 法61条。保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- E 則66条2項、3項、則84条2項。療養費の支給を受けようとする場合に、設問の意見書及び証明書の添付は不要である。

〔問 8〕 正解 C 法36条、平成8.4.8保文発269号・庁文発1431号、平成22.6.10保発0610第1号。設問の通り正しい。

- A 法31条。健康保険法においては、一定数以上の被保険者となるべき者からの希望がある場合であっても、適用事業所とするべき義務は生じない。
- B 法41条1項、法43条1項、平成18.5.12庁保発0512001号。短時間就労者に係る随時改定の報酬月額額の算定については、継続した3月間のいずれの月においても、報酬支払基礎日数が17日以上でなければならない。なお、問題文前半の記述は正しい。
- D 法47条。「3月31日」ではなく「9月30日」である。
- E 法62条。傷病手当金も所得税の課税対象にはならない。

〔問 9〕 正解 E 法106条。被保険者資格が喪失日の前日までの間引き続き1年以上あった者が、被保険者の資格喪失後6か月以内に出産したときは、「被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金を最後の保険者」から受けることができる。

- A 法87条1項、昭和17.3.26社発322号。設問の通り正しい。
- B 法87条1項、昭和3.4.30保理1089号。設問の通り正しい。
- C 法104条、昭和27.6.12保文発3367号。設問の通り正しい。資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受けるには、資格喪失の際に傷病手当金の支給を受けていなければならないが、傷病手当金の受給が可能な状態にある者が、事業主から報酬を受けているため一時支給停止されている場合もこれに該当する。
- D 法101条、令36条、平成20.12.17保保発1217004号、平成21.5.22保発0522004号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D 法100条1項、昭和8.8.7保発502号。設問の通り正しい。

A 法3条5項、昭和27.12.4保文発7241号。通勤手当は、被保険者の通常の生計費の一部に当てられているのであるから、報酬に該当する。

B 法3条7項1号、2号。被保険者の「兄弟」については、被保険者と同一世帯に属し、その被保険者により生計を維持されていなければ被扶養者とならない。なお、その他の記述は正しい。

C 則19条、則20条1項。設問の届出は、いずれも、当該事実があった日から「5日以内」に提出しなければならない。

E 法99条1項、昭和33.7.8保険発95号。設問の場合は、休業補償給付と傷病手当金のそれぞれ全額が支給されるのではなく、休業補償給付の額が傷病手当金の額に達しないときにおけるその差額部分に係るものを除き、傷病手当金は支給されない。

厚生年金保険法

- 〔問 1〕 正解 A 法3条1項3号、昭和32.8.6保文発6737号。設問の見舞金は、事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が病氣中報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものであり、報酬の中に含まれる。
- B 則11条1項、2項。設問の通り正しい。
- C 法65条の2。設問の通り正しい。
- D 法附則28条の3,1項。設問の通り正しい。
- E 法63条1項、3項。設問の通り正しい。
- 〔問 2〕 正解 D 法42条、法附則8条2号。設問の通り正しい。
- A 法10条、法27条、法82条1項。設問の厚生労働大臣の認可を受けて被保険者(任意単独被保険者)となるためには、事業主の同意を得なければならない、任意単独被保険者となることに同意をした事業主は、当該被保険者の保険料の半額を負担し、保険料の全額を納付する義務を負う。したがって、設問の被保険者は、保険料の「全額」ではなく、半額を負担することになる。
- B 法41条1項、法附則29条8項、令14条。設問の老齢厚生年金及び脱退一時金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）によって差し押さえることができるものとされている。
- C 法36条1項、2項。年金の支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から支給しない。
- E 法92条1項。老齢厚生年金の受給権者が裁定請求をしないまま死亡した場合には、未支給の保険給付の請求は、死亡した老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得したときから起算して5年以内に行わなければならない。

〔問 3〕 正解 E 法38条1項、法60条1項2号、法附則17条の2, 1項。設問の場合における基礎年金の給付は、障害基礎年金を選択することもできる。

- A 法38条1項、法附則17条。設問の通り正しい。
- B (60)法附則56条6項。設問の通り正しい。設問の場合には、遺族厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例遺族年金又は遺族共済年金と、旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の額の2分の1に相当する部分が併給されることになる。
- C 法38条1項、法附則17条。設問の通り正しい。
- D 法44条1項ただし書。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B (60)国年法附則14条2項。設問の通り正しい。

- A 法46条1項、法附則11条1項、(60)法附則62条1項。総報酬月額相当額及び基本月額の計算式は、原則として、年齢にかかわらず同じである。基本月額の計算式は、老齢厚生年金の額から、60歳台前半の在職老齢年金においては加給年金額、60歳台後半の在職老齢年金においては加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除いた額を12で除して得た額であり、老齢厚生年金の額から「加算額」を除くという点では、共通している。
- C 法附則29条1項、5項。脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされるので、支給要件を満たせば、何度でも受給することができる。脱退一時金の規定に上限36か月に達するまでという規定はない。
- D 法46条1項、(60)法附則62条1項。在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金の額の額が全額支給停止となる場合であっても、経過的加算額は支給停止の対象ではない。なお、老齢基礎年金が支給停止の対象とならないのは、設問の通りである。
- E 法14条2号、法19条1項、法81条2項。退職した日が月末の場合は資格喪失日が翌月に存在することとなるので、その場合は退職した日が属する月分の保険料は徴収される。

〔問 5〕 正解 A 法78条の11、法78条の19、法附則17条の10、法附則17条の12、(16)法附則48条、(16)法附則50条。設問の通り正しい。離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間については、原則として年金受給資格期間については算入しないこととされているが、アのいわゆる長期要件の遺族厚生年金の支給要件、ウの振替加算の支給停止要件においては、厚生年金保険の被保険者期間にこれらのみなし被保険者期間を含めるものとされている。

〔問 6〕 正解 C 法100条の6,1項。日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ「財務大臣」ではなく、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- A 法100条の7,1項。設問の通り正しい。
- B 法100条の7,2項。設問の通り正しい。
- D 法100条の5,1項。設問の通り正しい。
- E 法100条の6,3項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A 法附則8条、法附則8条の2,1項。法附則8条の2の「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」の規定は昭和28年4月1日以前に生まれた一般の男子には適用されず、設問の昭和27年4月2日に生まれた一般の男子には、60歳に達したときから65歳に達するまで、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給される。なお、昭和28年4月2日以後に生まれた一般の男子、昭和33年4月2日以後に生まれた一般の女子については、法附則8条の2の「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」により、生年月日に応じて、次のように特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられる。

生年月日		特例支給 開始年齢
一般の男子	一般の女子	
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日まで	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日まで	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日まで	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日まで	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日まで	64歳

- B 法附則8条の2, 1項。設問の通り正しい。
- C 法附則8条の2, 2項。設問の通り正しい。
- D 法附則8条の2, 2項。設問の通り正しい。
- E 法附則8条の2, 2項。設問の通り正しい。

【問 8】 正解 A 法100条1項。「厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる」とされているが、「被保険者」に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命ずる規定はない。また、文書その他の物件を差し押えることができる旨の規定はない。

- B 法100条1項。設問の通り正しい。
- C 法100条の2, 1項。設問の通り正しい。
- D 法96条1項。設問の通り正しい。
- E 法96条2項。設問の通り正しい。なお、「受給権者に関する調査」とは、設問Dの規定によって職員が行う質問のことである。また、設問Bの規定によって立入検査等を行う職員についても、身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないとされている。

〔問 9〕 正解 C 法附則7条の4,1項～3項、法附則11条の5。設問の通り正しい。

- A (6)法附則21条項。加給年金額が加算されている老齢厚生年金の場合、基本月額は加給年金額を除いた額を12で除して得た額である。
- B 法附則8条、(6)法附則18条1項、(6)法附則19条1項、2項、4項、(6)法附則20条1項、2項、4項。設問は、60歳台前半の「女性」ではなく、男性の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢に関する記述である。60歳台前半の「女性」の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、男性より5年遅れで昭和21年4月2日以降に生まれた者から段階的に引き上げられ、昭和29年4月2日以降に生まれた者については、定額部分は支給されなくなる。
- D 法24条の3,1項。厚生年金保険法においては、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与の額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）が150万円を超えるときは、その月における標準賞与額を150万円とするものとされている。なお、設問は、健康保険法における標準賞与額の上限の規定である。
- E 法23条の2,2項。設問のいわゆる育児休業等終了時改定によって改定された標準報酬月額、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月（当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

〔問 10〕 正解 B 法50条の2,1項、平成23.3.23年発0323第1号。障害厚生年金の受給権を取得後に生計を維持する65歳未満の配偶者を有するに至った場合であっても、障害等級1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金には、当該配偶者を加算対象とする加給年金額が加算されるので、設問の場合には「配偶者加給年金額」は加算される。

- A 法附則4条の3,7項。設問の通り正しい。
- C 法21条1項、平成23.3.31保発0331第17号・年発0331第9号。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D 法附則7条の5, 1項、法附則11条の6, 1項。設問の通り正しい。雇用保険法の規定による高年齢雇用継続給付との調整においては、高年齢雇用継続給付は調整されずに支給され、老齢厚生年金は在職老齢年金の仕組みによる支給停止額に加え、標準報酬月額に所定の率を乗じて得た額に相当する額が支給停止される。
- E 法44条3項。設問の通り正しい。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 B (60)法附則8条3項。設問の期間については、3分の4を乗じない
実期間を保険料納付済期間とし、老齢基礎年金の額が計算される。

- A 法94条の6。設問の通り正しい。
- C 法附則9条の2の3。設問の通り正しい。
- D 法10条1項。設問の通り正しい。
- E 則24条5項、6項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E 法41条2項。設問の通り正しい。遺族基礎年金の受給権を有する
妻が他の年金たる給付を選択受給したことにより、当該遺族基礎年
金の全額につき支給を停止されているときでも、子に対する遺族基
礎年金の支給は停止される。なお、妻に対する遺族基礎年金が法20
条の2の規定（受給権者からの申出による支給停止）によりその支
給を停止されているときは、原則として、子に対する遺族基礎年金
の支給は停止されない。

- A 法20条1項。遺族基礎年金と同一の支給事由に基づいて共済組合から支給
される年金たる給付（遺族共済年金）は併給される。したがって、設問の遺
族基礎年金は、その全額が支給されることとなる。
- B 規定なし。国民年金法による遺族基礎年金については、設問のような制限
は行われていない。なお、厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を取
得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づ
く国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族厚
生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したときに、当該遺族
厚生年金の受給権は、消滅する（厚年法63条1項5号イ）。
- C 法40条2項。妻の有する遺族基礎年金の受給権は、加算対象となっている
子のすべてが妻以外の者の養子（事実上養子縁組関係と同様の事情にある者

を含む。) となったときは、消滅する。

- D 法37条。遺族基礎年金の支給要件において、被保険者であった60歳以上65歳未満の者の死亡については、死亡の当時その者が日本国内に住所を有していたことを要する。また、「被保険者」及び「被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるもの」の死亡については、保険料納付要件が問われる。

【問 3】 正解 C 法附則5条6項4号。設問の通り正しい。

- A 法52条の4,1項。死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付実績に応じ、12万円から32万円の額とされており、設問のような改定は行われない。設問は、脱退一時金の額に関する記述である。
- B 法52条の2,1項。死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間等の月数に、保険料全額免除期間は含まれない。
- D 法33条の2,1項。老齢基礎年金の額については、子の加算の規定はない。なお、障害基礎年金の額の子の加算については、設問の通り正しい。
- E 法90条1項。法90条1項に定める全額免除については、世帯主又は配偶者のいずれかが同項に規定する免除事由に該当しないときは、免除の対象とならない。

【問 4】 正解 B (イとオ)

- ア 法51条。設問の通り正しい。
- イ 法50条。寡婦年金の額については、付加保険料の納付者が死亡した場合でも、設問のような加算は行われない。
- ウ 法49条1項、法50条。設問の通り正しい。
- エ 法40条1項3号、法51条。設問の通り正しい。
- オ 法52条の6。夫の死亡により、妻に対して死亡一時金と寡婦年金の受給権が発生する場合は、受給権者の選択により、死亡一時金と寡婦年金のうちい

ずれか一方が支給され、他方は支給されない。

【問 5】 正解 D 法94条1項。設問の通り正しい。

- A 法96条1項。「督促しなければならない」ではなく「督促することができる」である。
- B 法30条1項。「1年6か月を経過した日又はその期間後に」ではなく「1年6か月を経過した日又はその期間内に」である。
- C 則18条1項。設問の確認は、「年金の支払期月の前月において」ではなく「毎月」行うものとされている。
- E 法7条1項1号、3号。設問の者は第3号被保険者となるため、学生納付特例の対象とはされない。

【問 6】 正解 D 法附則9条の3の2,5項。脱退一時金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

- A 法附則9条の3の2,1項。設問の通り正しい。
- B 法附則9条の3の2,3項。設問の通り正しい。
- C 法附則9条の3の2,4項。設問の通り正しい。
- E 法附則9条の3の2,1項2号。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 B (60)法附則8条4項。第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳前の期間及び60歳以後の期間は、「老齢基礎年金」の規定の適用については、保険料納付済期間に算入せず合算対象期間に算入されるが、障害基礎年金についてはそのような取扱いは行われない。

- A 法91条、国税通則法10条2項、国税通則法施行令2条2項、昭和47.9.25庁文発2256号。設問の通り正しい。
- C 法5条2項。設問の通り正しい。
- D 法5条4項、法94条4項。設問の通り正しい。
- E 法5条2項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C 法19条5項。設問の通り正しい。

- A 法11条の2。設問の月は、第3号被保険者であった月とみなされる。
- B 法20条の2,3項。受給権者の申出による年金の支給停止は、いつでも、「将来に向かって」撤回できることとされており、過去に遡って給付を受けることはできない。
- D 規定なし。寡婦年金の受給権者であった者は、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けることはできないが、所定の要件を満たせば老齢基礎年金の繰下げ支給を受けることができる。
- E (16)法附則19条2項。平成27年6月までの間の経過措置とされているのは、学生の保険料納付特例ではなく、「若年者納付猶予」である。

〔問 9〕 正解 A 法116条1項。設問の通り正しい。

- B 法116条2項。職能型国民年金基金は、第1号被保険者であって、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもって組織することとされているので、設問の妻は、社会保険労務士の職能型国民年金基金の加入員になることができる。
- C 法127条1項。第1号被保険者は、すでに地域型国民年金基金又は職能型国民年金基金の加入員であるときは、他の国民年金基金の加入員となることはできないが、設問のような制限は行われない。
- D 法127条1項、法134条、基金令34条。第1号被保険者は、毎月の掛金の上限額である68,000円を超えていなくても、地域型国民年金基金と職能型国民年金基金の両方に同時に加入することはできない。
- E 法127条3項3号。設問の要件に該当するに至った場合には、保険料を納付することを要しないものとされた月の初日に加入員資格を喪失する。

〔問 10〕 正解 B 平成24.2.6厚労告41号別表第1、第30。口座振替による支払の場合の方が現金で支払った場合よりも割引率が高くなる。

- A 平成22.11.29年発1129第1号。設問の通り正しい。

- C 平成21.12.28厚労告529号。設問の通り正しい。免除の申請のあった日の属する月が7月である場合は、当該月の属する年の前年の7月（設問の場合平成23年7月）から当該月の属する年の翌年の6月（設問の場合平成25年6月）までの期間のうち必要と認める期間が、厚生労働大臣が指定する免除期間となる。
- D 則77条の7,2号、平成15.3.31庁保険発16号、平成18.10.13庁保険発1013001号。設問の通り正しい。
- E 則77条の9,1項。設問の通り正しい。

M E M O

M E M O

M E M O

インターネットだからできる、リアルタイムで解答分析 本試験解答分析サービス

登録
無料

【解答登録期間】8/26^日16:00~9/7^金12:00※1 **本試験当日より実施!!**

【結果閲覧期間】8/27^月19:00~10/16^火11:00※2

※1 登録期間終了後の登録は行いません。
締め切り期間は大会運営が手配されます
ので、お早めにご登録ください。
※2 採点結果等の閲覧は10/16(火)11:00
までです。

TACホームページよりご参加ください

TAC 検索 <http://www.tac-school.co.jp/>▶ **社会保険労務士** をクリック

全国の受験者からデータ収集

インターネットを活用して日本全国の受験者から解答データを収集し、より精度の高い得点分析・成績結果を提供する、TAC独自の画期的な解答分析サービスです。

登録から結果の確認まで、 すべてWebで完結!

Web上で解答を入力(選択)するだけで、スグに採点結果が表示されます。また定期的に再集計されますので、登録者数が増えるにつれ、日に日に精度の高い分析データが提供されます。(何度でもログインして確認できます。)

本試験解答分析サービス参加者にはもちろん

「模範解答集」を
プレゼント!

◎9月中旬以降順次発送予定
写真:第43回模範解答集



みんなインターネットで
できるんだね!

詳しい結果表示

社会保険労務士データリサーチ

総合診断

受験番号: 0123456
受験者名: 〇〇 太郎
全国単位: 位
受験者税関: 名

選択式 択一式

合格ライン予想 総得点 28 点以上 かつ 各科目 3 点以上

科目	得点	目標点	平均点	解説
労基・労衛	4	5	3.8	労基・労衛は試験に難関であり全員の 中でも内面は突出していた。労働一級試験 は、かつては「労務管理」からの出題が生 じたため、手前14,15問は「労基」か ら、平成16,17年「労働経済」からの出題 であり比較的難関とはがかりみられる。選 用、備後、国中は比較的容易で、社会 得点を一定以上とするために必要な 科目である。
労災	5	5	2.6	
雇用	3	3	2.4	
労一	4	4	3.8	
社一	5	5	3.3	
健康	5	5	1.3	
厚生	3	5	1.6	
国年	2	2	3.4	
総合	29	31	24.2	

総合得点分布

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

画面は開発中のものであり、実際とは異なる場合がございます。

本試験解答分析サービスの流れ

画面上の指示に従って進むだけで、
スグに結果表示!

1 参加エントリー

TACホームページよりユーザー登録画面に必要事項を入力の上、登録してください。個人IDとパスワードを発行し、メールでお知らせします。



2 解答入力

解答入力画面より、各科目の解答を入力してください。全科目の入力が終了しますと、判定画面に進みます。



3 採点・分析結果表示

8/27(月)19:00より、採点・集計結果を公開。さらに9/3(月)11:00より、TACの[合格ライン予想]及び[順位]も公開します。



4 講評アップ

9/14(金)10:00より、PDFファイルにて今年の本試験の総括を講評として掲載します。



注意事項

- ・当サービスは、あくまでもTAC独自の解答・配点予想に基づくものであり、本試験の可否とは関係ありません。
- ・当サービスを利用したことによるあらゆる結果に関して、弊社は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・当サービスの著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

画面は開発中のものであり、
実際とは異なる場合がございます。

資格の学校 **TAC**

年金アドバイザー 3級講座 【全8回】 9月開講

2011年10月試験
TAC本科生合格者数

284名!

※2011年10月試験 年金アドバイザー3級本科生コース受講者の合格者数において「合格」と認定された方々の人数。
※本科生とは、自年度の試験に合格するために必要と考えられる講座・卒業修習等をパッケージ化したコースです。

優秀賞 受賞者も輩出!

※合計点数198点以上と回答され、協会より優秀者と認定された方5名。

年金アドバイザーは、社労士試験における年金科目と学習範囲が重なっている部分も多いため、社労士学習経験者にとっては大きなアドバンテージとなります。
全8回・約1ヵ月の短期集中講義で、10月の本試験合格を目指します。

年金アドバイザーとは、

銀行業務検定協会の認定資格であり、年金に関する相談や助言・指導を行うスキルを認定するものです。年金給付の種類やその支給要件等に加えて、実際の年金額の計算方法や年金相談事例など、実践的なスキルを身につけることができます。

知識がピークの
今こそ挑戦しよう!
**社労士受験者に
オススメ!**

**11月の社労士試験合格発表までの間に
学習&受験できます!**

年金アドバイザー3級 合格カリキュラム 【全8回】

9月開講

10月

8/26
日 社労士本試験

INPUT

基本知識対策
【全6回】

TAC3級オリジナルテキストを使って、本試験合格に必要な知識、ポイントを専任講師が分かりやすく解説していきます。

+

OUTPUT

技能・応用対策
【全2回】

過去5年分の試験傾向を徹底分析して作成したオリジナル予想問題と詳細な解答解説を用いて、技能・応用の「解き方」をレクチャーします。

10/28
日 年金アドバイザー3級本試験

11/9
金 社労士合格発表

特別セミナー開催! 『年金アドバイザー3級の
魅力と取得メリット』

**予約不要
参加無料**

直接会場まで
お越しください。

→まずはセミナーに参加してみてください! (各回約60分間)

渋谷校	9/1日 17:30~	八重洲校	9/2日 16:30~	名古屋校	9/1日 16:30~	神戸校	9/2日 14:00~
新宿校	9/1日 13:30~	横浜校	9/1日 13:30~	梅田校	9/1日 19:15~		

→インターネットでスタジオ収録版を先行配信!

<http://www.tac-school.co.jp/> → TAC動画チャンネルをクリック!

同セミナーを7/9日12:00よりTAC動画チャンネルにて配信いたします。



■7月中旬パンフレット完成、ホームページにてご案内開始予定

TAC
ホームページ <http://www.tac-school.co.jp/> TAC 検索

フリーダイヤル **0120-509-117** 受付時間 9:30~19:00(月~金) 9:30~18:00(土・日・夜)
携帯・自動車電話、PHSからご利用いただけます。

携帯
電話
バーコードに対応しているカメラ付き
携帯電話で右記のバーコードを読み
取ってアクセスしてください。



資格の学校
TAC